

介護給付費分科会—介護事業経営調査委員会	
第3回（H24.12.4）	ヒアリング資料8

介護保険サービスにおける消費税の取扱い等について（意見）

平成24年12月4日

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

- 医療保険における消費税の扱いについては、平成元年と平成9年の消費税引上げ時において、高額な設備投資の場合とそれ以外を明確に分けず措置してきたが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」ことが規定されている。
- 一方、介護保険サービスにおける消費税の取扱いについては、法律上特に規定されていない。また、介護保険給付費分科会においては、高額な設備投資への消費税対応について、その必要性を含めて何ら議論が行われていない。
- したがって、介護保険サービスに対する消費税の取扱いについては、高額な設備投資への消費税対応を含めて、まずは、介護保険給付費分科会において検討すべきである。
また、検討に当たっては、介護保険サービス提供者に対する税制優遇措置や補助金、政策融資等の効果を踏まえる必要があると考える。